

社会福祉法人垂水市社会福祉協議会 訪問介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒891-2104 垂水市田神11番地1
代表者（職名・氏名）	会長 谷口 敏徳
設立年月日	昭和45年9月24日
電話番号	0994-32-6277

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人垂水市社会福祉協議会訪問介護事業所
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
事業所の所在地	〒891-2104 垂水市田神11番地1
電話番号	0994-32-6277
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定 4671400036
管理者の氏名	寺田 里美
通常の事業の実施地域	垂水市全域

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営 業 時 間	午前8時15分から午後5時まで ただし、サービスの提供については、利用者の状況に応じて、24時間対応可能。

6 事業所の職員体制

職 種	人 員
1 管理者	1名
2 サービス提供責任者	3名
3 訪問介護員等（ホームヘルパー）	
介護福祉士，訪問介護養成研修1級又は2級課程修了者，介護職員初任者研修終了者	6名以上

7 サービス提供の責任者

事業所のサービス提供責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 の 氏 名	森 山 照 美
	西 村 直 美
	瀬戸口 明 美

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

■基本料金 <令和6年6月以降>

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	日割り	利用者負担額		
				(1割)	(2割)	(3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度のサービスが必要とされた場合	11,760円	39円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	週2回程度のサービスが必要とされた場合	23,490円	77円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合	37,270円	123円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を书面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本 利用料	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円

介護職員等の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合

介護職員等処遇改善加算			
☐ 加算Ⅰイの場合	27.0%	☒ 加算Ⅰロの場合	28.7%
☐ 加算Ⅱイの場合	24.9%	☐ 加算Ⅱロの場合	26.6%
☐ 加算Ⅲの場合	20.7%	☐ 加算Ⅳの場合	17.0%

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合	上記基本部分の90%
サービス提供責任者 体制の減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供	上記基本部分の70%

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬から減算します。

高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス利用料金の	1%	減算
----------------	-----------	----	----

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬から減算します。(令和7年4月以降)

業務継続計画未策定減算	サービス利用料金の	1%	減算
-------------	-----------	----	----

(2) キャンセル料

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

1 垂水市社会福祉協議会 窓口での現金支払い
2 口座振り込みによる支払い(希望される場合は振込み先を配布します)
2 口座引き落としによる支払い

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変，その他の緊急事態が生じたときは，速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等，必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに利用者の家族，担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び垂水市等へ連絡を行うとともに，必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

（ 1 ） 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓 口	垂水市社会福祉協議会	電 話 番 号	0994-32-6277
受 付 時 間	事業所営業日の 8：15～17：00		
責 任 者	管理者	寺田 里美	
担 当 者	サービス提供責任者	森山 照美	
	介護支援専門員	鵜瀬 麻美	

（ 2 ） 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第 三 者 委 員 名	太崎 勤	連絡先	32-5240
	前木場 強也	連絡先	32-5249
	村野 剛	連絡先	32-0241

（ 3 ） 行政機関その他苦情受付機関

名 称	所 在 地	
	電 話 番 号	受 付 時 間
垂 水 市 役 所 福 祉 事 務 所	垂水市上町114	
	0994-32-1111	8:30 ～ 17:00
垂水市地域包括支援センター	垂水市錦江町1-140	
	0994-32-5111	8:30 ～ 17:00
鹿 児 島 県 社 会 福 祉 協 議 会	鹿児島市鴨池新町1番7号	
	099-257-3855	8:30 ～ 17:00
鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町7番4号	
	099-206-1084	8:30 ～ 17:00

12 サービスの利用に関する留意事項

（ 1 ） サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（ 2 ） 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し
て訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪
問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の
不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4 提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業
者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者
はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしま
す。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使
用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させて
いただきます。

④ 体調や容体の急変時

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限
り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担
当者へご連絡ください。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行
為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(5) 高齢者虐待防止に関する対策

当該事業所は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、関係法令に基づ
き利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目
的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する行
為のいずれも行いません。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢
者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
速やかに、これを市町村に通報します。

(6) 身体拘束等の適正化

当該事業所は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、利用者の尊厳と
主体性を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束を実施しま
せん。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(緊急やむを得ない場合)

① 切迫性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合。

① 非代替性

身体拘束その他の行動制限以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合。

① 一時性

身体拘束が一時的なものであり、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(7) ハラスメント対策について

当事業所では、利用者様およびそのご家族様に対し、安全で質の高いサービスを提供し続けるため、また従業者が安心して働ける環境を維持するために、ハラスメントの防止に向けた以下の措置を講じています。

① 基本方針

当事業所は、従業者に対する性的な言動や、優越的な関係を背景とした暴言・暴力、過度な要求等のハラスメント行為を一切容認しません。これらの行為は、サービスの継続を困難にするだけでなく、従業者の人権を侵害する重大な問題として対応いたします。

② 具体的措置

- ・ 相談窓口の設置： ハラスメントに関する事案が発生した場合の相談・報告窓口を設置しています。
- ・ 事実確認と対応： ハラスメントの疑いがある報告を受けた場合、速やかに事実確認を行い、必要に応じて適切な措置（サービスの提供方法の変更、警察への通報等）を講じます。
- ・ 教育・研修： すべての従業者に対し、ハラスメント防止に関する定期的な研修を実施しています。

③ 利用者様及びご家族様へのお願い

サービス提供にあたり、以下の行為はお控えくださいますようお願い申し上げます。

- ・ 従業者に対する暴力、暴言、威嚇、侮辱的な言動。
- ・ 性的嫌がらせ、不適切な身体への接触。
法令や契約の範囲を超えた無理な要求や、長時間の拘束。 ※ハラスメント行為が継続し、改善が見られない場合には、誠に遺憾ながらサービス利用契約を解除させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

(8) 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護サービスにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。 感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

13 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

地震・噴火・強風・大雨・大雪等の自然災害が発生した場合や発生リスクが高い場合、訪問時間の遅延やサービス提供が中止となることがあります。可能な限り連絡を差し上げるよう努めますが、被災状況や通信等が麻痺した場合には、連絡できない場合があります。

また、天災等不可抗力、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

14 ウェブサイトへの掲載

本説明書の内容は、垂水市社会福祉協議会のホームページ、および介護サービス情報公表システムにて公表しています。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者職名		氏名	印
-------	--	----	---

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所	垂水市	氏名	印
-------	-----	----	---

※利用者が署名できない場合

代理人住所		氏名	印
利用者との続柄			